

【 資 料 編 】

- (1) 支庁制度の沿革
- (2) 支庁制度改革の検討経緯
- (3) 支庁を取り巻く社会経済環境の変化
- (4) 道州制のイメージ
- (5) 新・北海道総合計画におけるエリアの設定
- (6) 新・北海道総合計画における地域づくりの基本方向
- (7) 新しい支庁の機能区分表
- (8) 道央地域の状況
- (9) 道北地域の状況
- (10) 支庁所管区域の状況

(1) 支庁制度の沿革

北海道に「支庁」という名称の行政機関が設置されたのは、明治5年に明治政府によって置かれた「北海道開拓使」の出先機関として、5つの支庁が設けられたのが始まりです。

その後、明治30年、それまでの郡役所所在地をもとにした19支庁が設置され、さらに、明治43年、鉄道開通に伴い交通事情が改善されたことから、支庁の一部統合により14支庁とされ、この時に現在の14支庁体制がほぼ形づくられました。

戦後、地方自治法の施行により、支庁は都道府県条例に基づき任意に設置される総合出先機関と位置づけられ(同法第155条)、昭和23年、「北海道支庁設置条例」が制定されました。

この条例を制定する際、支庁の所管区域等の見直しを行うため、道議会議員や民間有識者からなる「北海道支庁所管区域調査委員会」が設置され、現地調査を行うなどして「9支庁案」の答申を知事に行いましたが、答申案どおりの実施には至らず、一部支庁の所管換えのみが行われました。

以来、これまでの間、支庁制度の見直しについての議論はされてきているものの、14支庁体制と所管区域の変更は行われていません。

| | | |
|--------|----------|---|
| 開拓使時代 | 明治 2年 8月 | 蝦夷地を「北海道」と改称、「北海道開拓使」が設置された。 |
| | 明治 5年 9月 | 開拓使出張所(函館、根室)が廃止され、札幌本庁及び函館等に5支庁が設置された。 |
| 3県1局時代 | 明治15年 2月 | 開拓使が廃止され、函館、札幌、根室の3県が設置された。 |
| | 明治16年 1月 | 3県に分割されたことから、政府の直轄事業を一元管理する「北海道事業管理局」が農商務省に設置された(3県1局体制)。 |
| 北海道庁時代 | 明治19年 1月 | 「北海道庁官制」の公布により、3県及び管理局が廃止され、札幌に「北海道庁」、全道に区役所、郡役所が設置された。 |
| | 明治30年11月 | 勅令により、郡役所をもとに複数郡の行政区域を一つの単位とする「支庁制」が採用され、19支庁が設置された。 |
| | 明治43年 3月 | 鉄道の開通に伴い、一部の区域を統合して14支庁体制となった。 |
| 北海道時代 | 昭和22年 5月 | 地方自治法の施行により、地方公共団体「北海道」となった。 |
| | 昭和23年10月 | 「北海道支庁設置条例」の施行に併せて、一部の支庁所管区域の変更を行い、現行の支庁体制となった。 <ul style="list-style-type: none"> ・豊富村(現豊富町)：留萌支庁 宗谷支庁 ・湊別村(現陸別町)、足寄村(現足寄町)：釧路支庁 十勝支庁 |

(2)支庁制度改革の検討経緯

- 現在取り組んでいる支庁制度改革の検討は、民間有識者で構成する「道政改革民間フォーラム」(平成7年8月設置)による「道庁の組織機構のあり方に関する提言」(平成8年8月)において、支庁制度の見直しを提言されたことに端を発しています。
- この提言を踏まえ、道が策定した「道政改革の実施方針」(平成8年9月)において、14支庁体制の見直しを道政改革の推進事項として掲げました。
- その後、庁内における検討(支庁制度研究チーム)を経て、平成11年1月に学識経験者、企業経営者、市町村長など15名で構成する支庁制度検討委員会(委員長:神原勝北海道大学教授)を設置し、約2年間にわたる検討を行い、「支庁改革に関する試案」(平成13年3月)を取りまとめました。
- この「試案」をもとに、さらに庁内において検討を進め、道として、「支庁制度改革に関する方針」(平成14年11月)、「支庁制度改革の実施計画」(平成15年2月)を策定し、具体的な改革に取り組んできました。
- その後、道州制や市町村合併など地方分権改革の取組が進展したことから、「方針」を基本に、長期的な視点に立った改革の方向性や今後の進め方など、支庁制度改革の具体化を図っていくため、「方針」や「実施計画」に替わるものとして、「支庁制度改革プログラム」(平成17年3月)を策定しました。
- このプログラムに基づき、新しい支庁の体制・機能に係る具体的な課題等を論点整理として取りまとめ、これをもとに市町村を対象とした意見交換会の開催や道民に対する意見募集を行うとともに、庁内検討などを行い、「新しい支庁の姿(骨格案)」(平成18年6月)を策定しました。
- さらに、平成19年11月には、これまでの検討の全体像として、新しい支庁の所管区域を含む「新しい支庁の姿(原案)」を策定し、この「原案」に対するパブリックコメントや市町村への意見照会、地域住民を対象とした地域意見交換会などで頂いたご意見を踏まえ、平成20年2月に「新しい支庁の姿(案)」を策定しました。

<主な経緯>

| | |
|----------|--|
| 平成 8年 8月 | 「道庁の組織機構のあり方に関する提言」(道政改革民間フォーラム) |
| 9月 | 「道政改革の実施方針」策定 |
| 平成 9年 6月 | 「地方分権・行政改革の推進に関する提言書」(道議会地方分権・行政改革問題調査特別委員会) |
| 平成10年 7月 | 「支庁制度研究報告書」(庁内研究チーム) |
| 平成11年 1月 | 「支庁制度検討委員会」設置 |
| 平成13年 3月 | 「支庁改革に関する試案」(支庁制度検討委員会) |
| 平成14年11月 | 「支庁制度改革に関する方針」策定 |
| 平成15年 2月 | 「支庁制度改革の実施計画」策定 |
| 平成16年 4月 | 支庁と保健所、児童相談所、土木現業所、森づくりセンターを統合 |
| 9月 | 「支庁制度改革の取組の具体化に関する論点整理」取りまとめ |
| 平成17年 3月 | 「支庁制度改革プログラム」策定 |
| 11月 | 「新しい支庁の姿に関する論点整理」取りまとめ |
| 平成18年 6月 | 「新しい支庁の姿(骨格案)」策定 |
| 平成19年 9月 | 「支庁制度改革の検討状況」取りまとめ |
| 平成19年11月 | 「新しい支庁の姿(原案)」策定 |
| 平成20年 2月 | 「新しい支庁の姿(案)」策定 |

(3) 支庁を取り巻く社会経済環境の変化

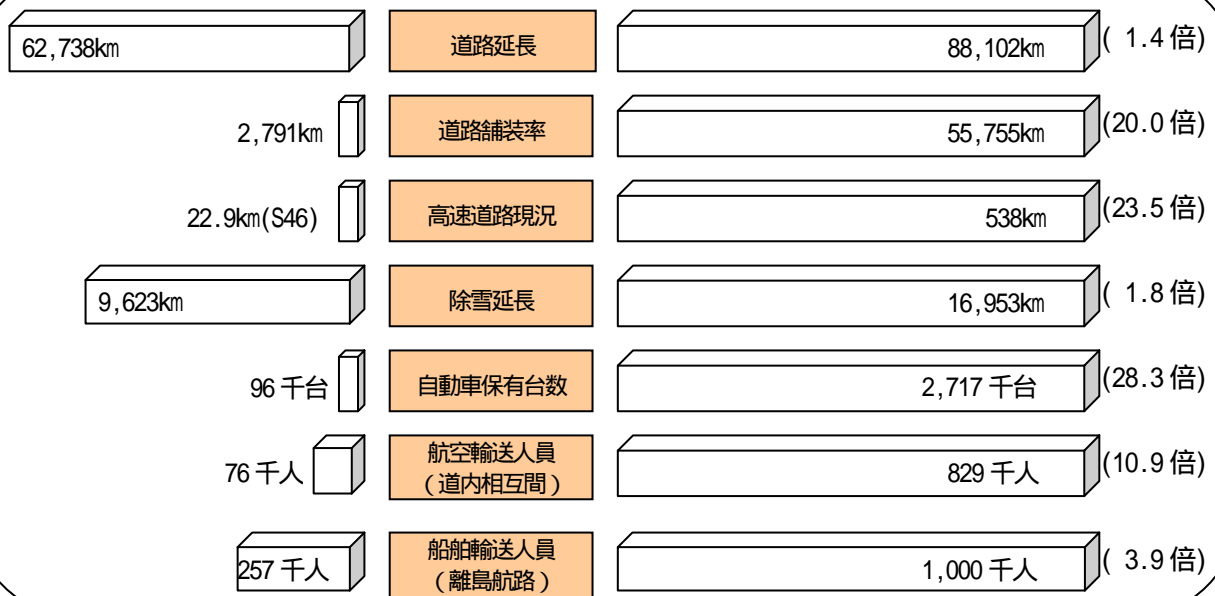
- 自動車交通需要の大幅な増加に対応するための道路整備が進められ、航空機や船舶の輸送人員なども増加するなど、住民の移動の利便性が格段に向上しているほか、携帯電話やインターネットなどの出現により、通信網も飛躍的に拡大しています。
- また、経済活動の広域化も進んでおり、道内の農林水産分野の産業団体は、社会情勢の変化に伴う経営環境の変化に対応して、自主的な合併を進めてきています。

交通・通信網、産業団体の状況

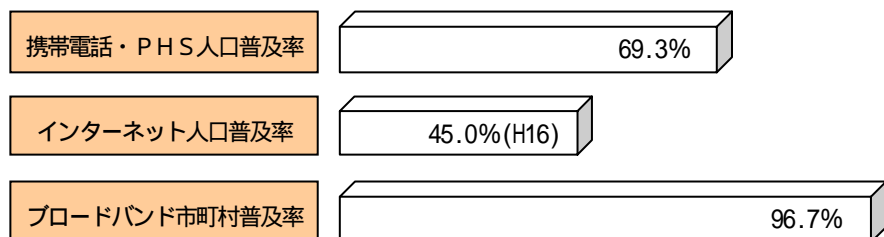
<40年前の状況(昭和40年)>

<現在(平成17年)>

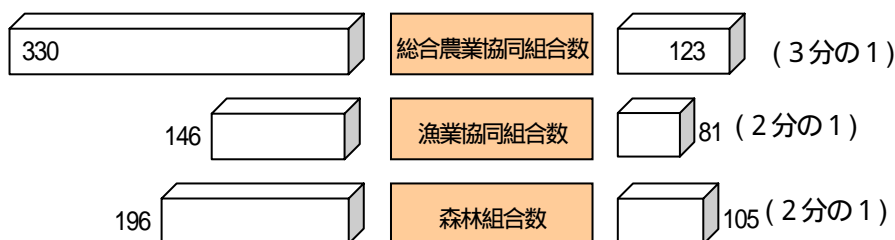
交通網



通信網



産業関係団体数



(4) 道州制のイメージ

- 人口減少や少子高齢化の急速な進行、さらには国・地方を通じた財政危機といった厳しい社会経済状況の中、私たちは、住民と行政が一体となって、これらの課題を克服し、活力があり、安心・安全な暮らしができる地域社会をつくり上げていかなければなりません。
- 道としては、官依存、中央依存から抜け出し、地域の課題解決や活性化を図るためには、個々の住民が、さらには地方自治体が、自ら主体的に考え、決断し、行動する「地域主権型社会」の実現が必要と考えており、こうした社会にふさわしい自治の仕組みとしての道州制の推進に取り組んでいます。

<現在の姿>

権限・財源の国への集中により地域社会の活力が失われ、コミュニティが衰退

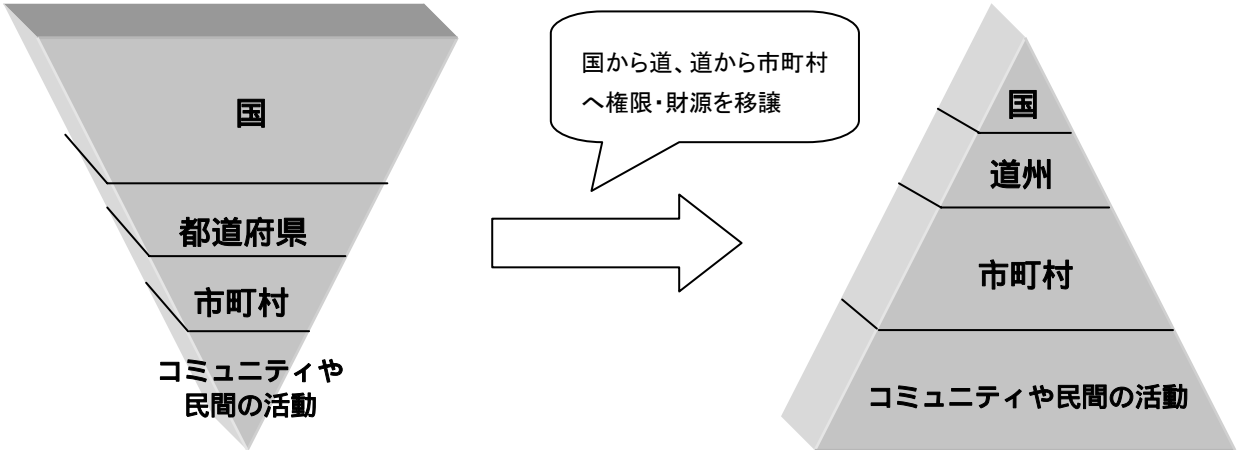
- ・全国画一的な規制と関与
- ・住民サービスの行政による独占

<目指すべき将来の姿>

十分な権限・財源を備え、住民に身近な基礎自治体が住民と協働して地域の実情にあった行政サービスを提供できるよう、

- ・自己決定、自己責任の原則
- ・官から民へ、規制緩和

により一人一人が生き生きと活動できる地域社会を構築



| | 基本的な役割 | 機能の例示 |
|-----|---------------------------------|------------------------------------|
| 市町村 | 住民生活に密着した行政サービスを総合的に提供 | 保健、医療、福祉、教育・文化、環境保全、まちづくり、地域産業など |
| 道 | 全道的に展開すべき広域事務、連絡調整事務、補完事務に限定() | 広域的な社会資本整備、広域的な産業政策、雇用政策、高度医療の確保など |
| 国 | 国として本来果たすべき機能に限定 | 外交、防衛、司法制度、公的年金、電波、通信など |

広域事務：市町村の区域を越えた対応が必要な事務
 連絡調整事務：市町村を包括する団体として行うべき事務
 補完事務：高度な技術・能力を要し、負担の大きな事務

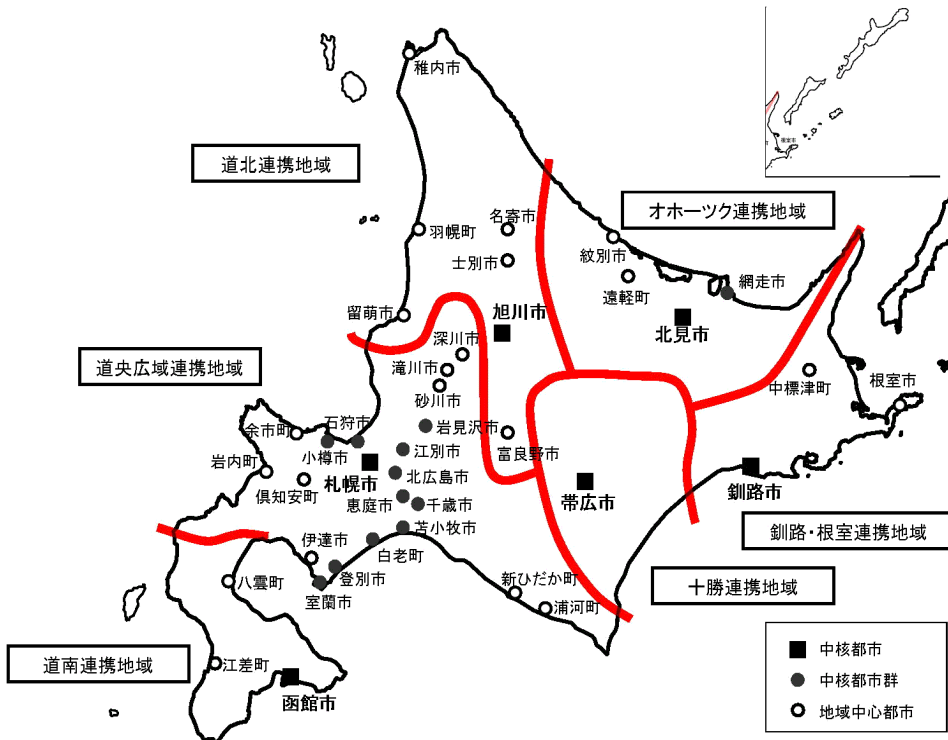
道州制のもとで強化された市町村を前提としており、補完事務等の範囲も限定的になるものと考えられます。

(5)新・北海道総合計画におけるエリアの設定

計画推進上のエリア設定

- 持続可能で活力ある地域づくりを進めていくためには、
 - ・都市と農山漁村の連携・相互補完の強化
 - ・地域の多様な主体の連携・協働
 などが必要
 ➡ 拠点性の高い中核都市を核とした6つの「連携地域」を設定

【6つの連携地域】



中核都市 人口規模が一定以上で、行政をはじめ経済、医療、教育、文化などの面で高度な都市機能をもつ都市

中核都市群 中核都市と相互に結びつきが強く、一体的に都市機能を発揮する都市

地域中心都市 エリア全体にわたって都市サービスや日常生活ニーズなどが満たされるよう、中核都市の機能を補完する市や町

- 「道央広域連携地域」
 - ・本道を代表する工業集積地帯
 - ・国内外に知名度の高い観光地
 - ・軽種馬産地
 - ・産炭地域を抱え稲作を主体とする地域
 などが、道央中核都市群を中心に複合的につながっており、本道が一丸となって取り組む地域間競争や国際競争をリードするなど、北海道全体をけん引する地域としての役割を担っていくことが必要
- 「道北連携地域」
 - 南北に長く、他の連携地域に比べ中核都市との距離が大きいことから、周辺の農山漁村等への都市サービスの水準の確保などについて配慮することが必要

(6) 新・北海道総合計画における地域づくりの基本方向

<地域の現状と課題>

- 本道は、全国に先行して人口減少や高齢化が進行
- 地域の中心的な都市における活力の低下、農山漁村における地域産業の低迷や集落の衰退などの懸念
- 地域の活力を高め、人々が誇りと愛着をもって住み続けることができるように地域づくりを進め、住民の生活の満足度や定住意識を高めていくことが課題

<地域のめざす姿>

地域主権の取組が広がり、個性豊かで活力に満ちた地域に、誇りと愛着を持って住み続けられる北海道

- 多様なネットワークに支えられ持続可能で活力ある地域
- 個性豊かで国内外を魅了する地域
- 地域主権型社会にふさわしい主体性・自立性に基づく地域

地域づくりの方向

<道北連携地域>

- 安全・安心な食を育む農林水産業の展開と地域ブランドづくり
- 豊富な農林水産資源などを生かした産業の集積の促進
- 木材関連産業の振興、林業の再生など資源循環型産業の振興
- 風力、木質バイオマス、バイオエタノールなど新エネルギー導入の促進
- 山岳や湿原など自然環境の保全・活用と魅力ある観光地づくり
- 安全・安心で活力ある離島生活の確保
- サハリン州との経済・文化交流の促進
- 安心して暮らせる地域医療の確保
- 暮らしや産業を支える交通・情報ネットワークの形成

<オホーツク連携地域>

- オホーツクの統一イメージの形成・発信による地域ブランドの確立
- 豊富な農林水産資源を生かした地域産業の展開や産業の集積の促進
- 知床など特色ある自然を生かした環境と調和する観光の展開
- 景観、気候といった特性を生かしたオホーツクらしい文化・スポーツの創造
- 安心して暮らせる地域医療の確保
- 暮らしや産業を支える交通・情報ネットワークの形成

<道央広域連携地域>

- 本道経済をリードするものづくり産業や先端技術産業、環境・リサイクル産業の展開
- 大消費地札幌に近接する立地条件や気候などを生かした多様な農林水産業の展開
- 雪水、バイオマスなどを活用した新エネルギーの導入
- 湖や温泉など多様な資源を生かした国際観光や体験・滞在型観光の振興
- アイス文化の保存・伝承や炭鉱遺産の活用などによる地域づくりの推進
- 安心して暮らせる地域医療の確保
- 高速交通ネットワークや港湾の整備などによる国内外との交流や物流の拠点づくり

<釧路・根室連携地域>

- 安全・安心で良質な農水産物の供給と地域ブランドづくり
- 豊かな水産資源などを生かした産業集積の促進
- 豊かな自然環境の保全とその利活用の推進
- 知床や湿原など豊かな自然資源と地域の食材を生かした観光地づくり
- 北方領土の早期返還に向けた情報発信・交流の推進
- 安心して暮らせる地域医療の確保
- 暮らしや産業を支える交通・情報ネットワークの形成

<十勝連携地域>

- 食品産業や外食産業との連携などによる農水産物の付加価値向上
- 十勝ブランドの形成による農林水産業の競争力強化
- 豊富な農林水産資源などを生かした産業の集積の促進
- バイオエタノールの製造や木質資源の利活用などバイオマス関連の新産業創出
- グリーンツーリズムなど地域の産業と連携した体験・滞在型観光の展開
- 安心して暮らせる地域医療の確保
- 暮らしや産業を支える交通・情報ネットワークの形成

<道南連携地域>

- 北海道新幹線の開業を生かした地域づくり
- 豊富な水産資源などを生かした産業の集積の促進や新技術開発、新産業の創出
- 個性豊かな地場農林水産物のブランド力の強化
- 「食」や歴史的遺産・伝統文化などを活用した観光の振興
- 安全・安心で活力ある離島生活の確保
- 安心して暮らせる地域医療の確保
- 国内外との交流拡大と交通・情報ネットワークの形成

(7) 新しい支庁の機能区分表

| 部門 | 分野 | 業務 | 広域行政機能 | 住民に身近な行政機能等 | |
|---------|------|--|--|---|--|
| | | | 事務の内容 | 事務の内容 | (具体例) |
| 地域振興・管理 | 地域政策 | 地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・道行政の重要施策の企画及び総合調整（総合振興局レベル）の事務 ・地域の重要施策の立案・推進等に係る事務（政策展開方針の推進等） ・国際交流、地域の国際化等に関する事務 ・地域における政策の立案等に係る調整に関する事務（地域づくりの推進等） ・地域振興に係る計画及び事業の推進に関する事務（計画策定等に係る調整等） | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の重要施策の立案・推進等に係る事務 ・地域における政策の立案等に係る調整に関する事務 ・地域振興に係る計画及び事業の推進に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等との連携・協働による地域づくり等 ・地域づくりに係る総合的なワンストップサービス等 ・地域振興に係る計画・事業の相談、調整等 |
| | | 各部門の総合調整 | <ul style="list-style-type: none"> ・各部門（道民生活、産業振興、社会資本）の企画事務の総合調整に関する事務 | | |
| | 企画調整 | 部門の企画調整 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域振興・管理部門の企画調整に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域振興・管理部門に係る相談窓口の案内、手続等の案内に関する事務 ・特定の地域課題等に関する事務 | |
| | | 防災 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災・消防等に関する事務 ・国民保護に関する事務（企画調整） | <ul style="list-style-type: none"> ・防災等に関する事務 ・国民保護に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・連絡調整、プレジャーボートに関する違反行為の是正措置等 ・市町村との連絡調整等 |
| | 地域調整 | 広報広聴 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報広聴に関する事務 | | |
| | | 土地利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・土地対策の調整及び土地取引の規制に関する事務 ・租税特別措置法の施行に関する事務 | | |
| | | 統計 | <ul style="list-style-type: none"> ・統計調査の実施に関する事務 ・統計資料の収集・整理及び保存に関する事務 ・統計の普及及び啓発に関する事務 | | |
| | | 市町村行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等の行政及び財政に関する事務 ・市町村の名称及び行政区画に関する事務 ・市町村の公営企業に関する事務 ・市町村税、地方交付税及び地方債に関する事務 ・行政書士に関する事務 ・自衛官の募集に関する事務 ・選挙管理委員会の事務（選挙に関すること） ・広域行政に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・選挙管理委員会の事務 ・市町村合併に関する事務 ・市町村への事務・権限移譲に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・政治団体の設立届等の受理、資金管理団体の指定届等の受理、政治団体の収支報告書の受理等 ・市町村との連絡調整等 ・市町村との連絡調整等 |
| | 総務 | 総務 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の身分、進退、服務及び賞罰に関する事務 ・公印の管守・文書管理に関する事務 ・庁中の取締等に関する事務 ・私学、宗教法人に関する事務 ・職員の研修に関する事務 ・公有財産の取得、管理及び処分に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・道政に係る総合案内に関する事務 ・公印の管守・文書管理に関する事務 ・庁中の取締等に関する事務 ・旅券に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・道政に対する相談、苦情、要望等の受付 ・振興局長印等の管理、文書の收受、発送等 ・庁舎管理等 ・パスポートの申請受理・交付等 |
| | | 職員厚生 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与及び福利厚生に関する事務 ・職員の健康管理に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・福利厚生に関する事務の一部（*〔注1〕） | |
| 会計 | | 経理審査 | <ul style="list-style-type: none"> ・支庁の予算経理に関する事務 ・支出負担行為及び支出命令に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・財務会計に関する事務の一部（*〔注1〕） | |
| | 出納需品 | <ul style="list-style-type: none"> ・道費歳入金及び道費歳出金の記録・管理に関する事務 ・物品の取得、管理及び処分に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・税外収入金の徴収など財務会計に関する事務の一部（*〔注1〕） | | |
| | 事業管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事に係る入札の実施等に関する事務 | | | |

| 部門 | 分野 | 業務 | 広域行政機能 | | 住民に身近な行政機能等 | |
|------|------------------|-------------------------|---|--|---|--|
| | | | 事務の内容 | | 事務の内容 | (具体例) |
| 道民生活 | 税務 | 税務 | ・道税事務の企画及び調整に関する事務 ・税務統計に関する事務 | | | |
| | | 課税 ・ 納税 | ・道税の賦課に関する事務 ・道税の徴収に関する事務 ・犯則取締、不服申立て等に関する事務 | | ・申告書、申請書、届出書に関する事務 ・自動車税等の課税免除に関する事務 ・道税の納税相談に関する事務 ・道税の徴収猶予に関する事務 | 申告書等の配付・受付、減額及び減免等の申請受付等 課税免除申請の受付等 納税相談 徴収猶予の申請受付等 |
| | | 収 納 管 理 | ・道税の決算に関する事務 | | ・道税の収納に関する事務 ・道税に係る諸証明に関する事務 | 収納 自動車税納税証明書等の請求受付・交付等 |
| | | 部門の 企 画 調 整 | ・道民生活部門の企画調整に関する事務 ・保健・医療・福祉に関する調整事務（保健・医療・福祉に関する各種計画の総合管理等） ・災害援助に関する事務 ・各種統計に関する事務 | | ・道民生活部門に関する相談窓口の案内・手続等の案内に関する事務 ・保健・医療・福祉に関する調整事務 | 災害時等における市町村、関係機関等との調整等 |
| 環境 | 道 民 生 活 | 道 民 生 活 | ・道民生活の向上に関する事務 ・消費者行政に関する事務 ・地域活動等の推進に関する事務（道民運動の推進等） ・青少年問題に関する事務 ・男女平等参画推進に関する事務（普及啓発等） ・交通安全対策の推進に関する事務 ・アイヌ生活向上推進方策に関する事務（アイヌ施策等） | | ・地域活動等の推進に関する事務 ・男女平等参画推進に関する事務 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する事務 ・アイヌ生活向上推進方策に関する事務 | 特定非営利活動法人の設立認証等 条例に基づく苦情の申出の受付等 配偶者暴力被害者からの相談の受付等 アイヌ子弟高校・大学等就学者及び生活館の整備・運営に対する補助金の申請受付等 |
| | | 環 境 保 全 | ・環境保全活動の促進に関する事務 | | ・特定開発行為の規制に関する事務 ・公害に関する規制等に関する事務 ・特定工場に係る公害防止組織の整備に関する事務 ・浄化槽に関する事務 | 特定開発行為の許可等 大気環境の監視、発生源の監視・指導等 公害防止統括者等の選任指導等 保守点検業の登録及び監視・指導等 |
| | | 廃 棄 物 対 策 | ・廃棄物対策の調整に関する事務（普及啓発等） ・一般廃棄物の処理等に関する事務 ・産業廃棄物の処理施設に関する事務 ・資源リサイクルに関する事務（リサイクルの推進の調整等） | | ・廃棄物対策の調整に関する事務 ・産業廃棄物の処理に関する事務 ・資源リサイクルに関する事務 | 環境衛生指導員の指名 産業廃棄物排出処理業の許可 自動車リサイクル法に関する登録引き取り業者等に対する指導、助言等 |
| 健康推進 | 環 境 | 自 然 環 境 | ・自然環境の保全に関する事務 ・自然公園に関する事務 ・野生生物の保護及び狩猟に関する事務（総合調整、鳥獣保護事業計画等） | | ・野生生物の保護及び狩猟に関する事務 ・飼養動物の愛護及び管理に関する事務 | 狩猟者登録 動物取扱業の登録及び監視・指導等 |
| | | 保 健 推 進 | ・保健推進に関する事務（市町村保健活動の調整等） | | ・保健推進に関する事務 ・保健・医療・福祉の総合相談に関する事務 ・医療社会事業に関する事務 | 災害時等における避難住民への保健指導等 保健・医療・福祉の総合相談 医療ソーシャルワーカーに係る研修等 |
| | | 保 健 予 防 | ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する事務（医療機関指定、発生状況把握等） | | ・感染症の予防及び医療に関する事務 ・特定疾患に関する事務 ・エックス線の撮影等に関する事務 ・原爆被爆者の医療等に関する事務 | HIV検査、肝炎ウイルス検査等 特定疾患患者に対する受給者証の交付等 エックス線の撮影等 被爆者に対する健康診断の実施等 |
| 健康増進 | 健康増進 | 健 康 増 進 | ・健康の増進に関する事務（市町村との調整等） ・歯科保健に関する事務（歯科保健センター等） ・重度心身障害者等の医療給付に関する事務 ・地域リハビリテーションに関する事務 | | ・生活習慣病の予防に関する事務 ・歯科保健に関する事務 ・栄養士及び調理師に関する事務 ・栄養指導・健康・栄養調査等に関する事務 ・健康の増進に関する事務 | 食生活、運動等の生活習慣病予防に関する相談 障害者（児）の歯科疾患相談等 栄養士免許の申請受理及び調理師免許の申請受理・交付等 給食施設指導等 特定給食施設の開始届、休止届、廃止届の受理等 |

| 部門 | 分野 | 業務 | 広域行政機能 | 住民に身近な行政機能等 | | |
|------|--|---|--|--|---|--|
| | | | 事務の内容 | 事務の内容 | (具体例) | |
| 社会福祉 | 子ども 未来・ 子育て 支援相 談 | <ul style="list-style-type: none"> 母子保健及び母体保護に関する事務（母子医療施設関連事務等） 子育て支援に関する事務（少子化対策等） | <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法及び母子及び寡婦福祉法に基づく保護・育成に関する事務 母子保健及び母体保護に関する事務 子育て支援に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> 助産の実施及び母子生活支援施設における保護、家庭児童相談、母子家庭等に関する相談等 母子保健の総合相談、保健指導等 児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉資金の貸付、育成医療の給付、保育所認可等 | | |
| | | | | | <ul style="list-style-type: none"> 精神保健及び精神障害者福祉に関する事務（地域の精神保健対策の調整等） | <ul style="list-style-type: none"> 精神保健及び精神障害者福祉に関する事務 |
| | 地域 福祉 | <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉の推進に関する事務（地域福祉計画・障害者計画等） 障害者自立支援法に関する事務 民生委員に関する事務 戦没者の遺族等の恩給等に関する事務（更生医療費給付等） | <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉の推進に関する事務 生活保護の企画等に関する事務 戦没者の遺族等の恩給等に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設の整備（設置認可）等 生活保護者の医療費審査等 戦傷病者手帳交付事務等 | | |
| | | | | | <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法に基づく支援に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者に対する生活保護の実施等 |
| | | | | | <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険に関する事務 介護保険に関する事務 | |
| | | | | | <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人・事業所に関する事務 障害者自立支援法に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人の設立認可等及び立入検査 指定障害福祉サービス事業者の指定等 |
| 保健衛生 | <ul style="list-style-type: none"> 医療安全支援センターの運営に関する事務 医薬分業及び薬事保健の推進に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> 医療施設及び医療法人に関する事務 医師・歯科医師等に関する事務 死体解剖及び保存に関する事務 医療相談に関する事務 医薬品、医薬部外品等に関する事務 薬局、医薬品等の製造・販売業に関する事務 毒物、劇物、麻薬等の取締に関する事務 安全な血液製剤の安定供給の確保に関する事務 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> 病院等の開設許可等 医師等医療従事者の免許等 医療施設等における死体解剖及び保存の許認可等 医療相談 医薬品等に関する啓発及び情報提供 薬局等の許可及び立入検査 毒物劇物販売業等取扱者の登録及び麻薬取扱施設に対する立入検査 普及啓発及び監視指導等 家庭用品の試買検査等 | | | |
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> 食品衛生に関する事務（健康被害発生状況把握・動向把握等） | <ul style="list-style-type: none"> 食品衛生に関する事務 食鳥処理事業等に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> 食品関係営業施設の許認可及び監視指導等 食鳥処理事業の許可等 |
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> と畜場に関する事務（統計・広域調整等） 食鳥検査等に関する事務（統計・広域調整等） | <ul style="list-style-type: none"> と畜場に関する事務 食鳥検査等に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> と畜検査の実施、と畜場の監視指導等 食鳥検査の実施、大規模食鳥処理場の監視指導等 |
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> 狂犬病の予防に関する事務（狂犬病発生時における広報・広域調整等） 水道その他の飲料水供給施設に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> 化製場等に関する事務 狂犬病の予防に関する事務 理容師、美容師、クリーニング師に関する事務 興行場、旅館、公衆浴場等に関する事務 生活衛生関係営業の運営適正化等に関する事務 温泉に関する事務 飲料水の衛生に関する事務 墓地、火葬場等に関する事務 犬猫引き取りに関する事務 建築物の環境衛生に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> 化製場又は死亡獣畜取扱場の設置許可等 狂犬病予防員の任命等 理容所、美容所及びクリーニング所の届出受理、理容師、美容師及びクリーニング業務従事者への業務停止等 興行場、公衆浴場の設置許可、旅館業の営業許可等 生活衛生同業組合に対する指導・監督等 温泉を公共の浴用に提供する者に対する利用許可等 水質検査の実施等 火葬場への立入検査の実施等 野犬・野良猫の引き取り 特定建築物の届出受理等 |

| 部門 | 分野 | 業務 | 広域行政機能 | 住民に身近な行政機能等 | |
|----|------|---------|--|--|--|
| | | | 事務の内容 | 事務の内容 | (具体例) |
| | | 試験検査 | ・衛生上の試験及び検査に関する事務 | | |
| | | 相談支援 | ・児童についての相談及び指導に関する事務 ・児童の家庭その他環境の調査に関する事務 ・里親に関する事務 | | |
| | | 指導 | ・福祉事務所等との連絡等に関する事務 | | |
| | | 判定援助 | ・児童の心身及び環境の診断並びに判定に関する事務 ・児童及び保護者の心理治療等に関する事務 | | |
| | 児童相談 | 一時保護 | ・児童の一時保護に関する事務 | | |
| | | 部門の企画調整 | ・産業振興部門の企画調整に関する事務 | ・産業振興部門に関する相談窓口の案内・手続等の案内に関する事務 | |
| | | 労働 | ・労働行政の調整に関する事務 ・雇用対策に関する事務（新一村一雇用おこし等） ・労働争議の予防及び調整に関する事務 ・労働関係の諸調査等に関する事務 ・労働教育に関する事務 ・労働者の福祉等に関する事務（パートタイム労働者福祉等） ・認定職業訓練に関する事務 ・技能検定に関する事務 ・勤労青少年及び女性労働者の福祉に関する事務 ・労働安全衛生に関する事務 ・仕事と家庭の両立に関する事務 | ・雇用対策に関する事務 ・中小企業労働相談に関する事務 ・労働者の福祉等に関する事務 | 労働力確保法に関する受付、季節労働者相談等 中小企業労働相談 勤労者福祉資金の融資等の相談 |
| | | 商工振興 | ・中小企業支援に関する事務 ・商業の振興に関する事務（大規模小売店舗の新設の審査等） ・物産振興に関する事務 ・中小企業等協同組合に関する事務 ・中小企業金融及び経営支援に関する事務（中小企業経営革新支援等） ・産業立地に関する事務（企業誘致等） ・産業支援に関する事務 ・貸金業の規制に関する事務 | ・商業の振興に関する事務 ・商工業に係る物資の流通対策に関する事務 ・商工団体の育成に関する事務 ・中小企業金融及び経営支援に関する事務 ・産業立地に関する事務 | 大規模小売店舗の新設の届出受付等 地方卸売市場への立入検査の実施等 特定商工業者の負担金関係の許可等 中小企業の金融相談、経営相談等 特定工場の新設等の届出の審査等 |
| | 指導保安 | 指 導 | ・火薬類及び高圧ガスの取締に関する事務（保安行政の調整等） ・電気工事業の業務の適正化に関する事務（免状交付等） ・砂利採石に関する事務（砂利採取業登録等） ・砂利等資源対策に係る調整に関する事務 | ・火薬類及び高圧ガスの取締に関する事務 ・電気工事業の業務の適正化に関する事務 ・砂利採石に関する事務 | 火薬類及び武器製造等の各種許認可、高圧ガス及び液化石油ガスに係る各種認可及び保安確保の指導取締等 電気工事業の登録の審査及び立入検査等 砂利・採石の採取計画の認可等及び現地指導、立入検査等 |
| | | 観 光 | ・観光振興及びイベントの推進に関する事務 | | |

| 部門 | 分野 | 業務 | 広域行政機能 | | 住民に身近な行政機能等 | | |
|----|----|------------|---|--|---|-------|--|
| | | | 事務の内容 | | 事務の内容 | (具体例) | |
| | 林務 | 林務 | <ul style="list-style-type: none"> ・林務行政の調整に関する事務 ・森林組合等に関する事務 ・林業労働者の雇用改善等に関する事務 ・林野火災警防に関する事務 ・流域管理システムに関する事務 ・みどりの雇用創出に関する事務 ・林業再生に関する事務 ・森林整備地域活動支援に関する事務 | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 森林、林業及び緑化に係る各種事業、工事関連の事務 [注2] </div> | | |
| | | 造林 | <ul style="list-style-type: none"> ・造林に関する事務 ・間伐に関する事務 ・林業用種苗に関する事務 ・林業機械に関する事務 ・森林保護に関する事務 ・森林保険に関する事務 ・森林計画に関する事務 ・林地の利用調整に関する事務 ・北の里山づくりに関する事務 | | | | |
| | | 林産 | <ul style="list-style-type: none"> ・林産業の振興に関する事務 ・林産物の需給及び流通に関する事務 ・木育に関する事務 ・林業金融に関する事務 ・林業・木材産業構造改革の推進、指導に関する事務 ・特用林産物に関する事務 | | | | |
| | | 治山 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共治山事業に関する事務 ・地すべり防止事業に関する事務 ・災害復旧等事業に関する事務 ・小規模治山事業に関する事務 ・治山施設等の管理に関する事務 | | | | |
| | | 林道 | <ul style="list-style-type: none"> ・林道に関する事務 ・林道施設災害に関する事務 | | | | |
| | | 森林保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・保安林の指定及び解除並びに管理に関する事務 ・林地の開発行為等に関する事務 ・森林パトロール事業に関する事務 | | | | |
| | | みどり対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・みどりの環境づくりに関する事務 ・緑化の推進に関する事務 ・森林利用に関する事務 | | | | |
| | | 森林の利活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・森林の総合利用の推進に関する事務 ・道民の森の管理・運営に関する事務 | | | | |
| | | 森林に関する普及指導 | <ul style="list-style-type: none"> ・森林及び林業に関する技術・知識の普及指導に関する事務 ・一般民有林の施業の指導に関する事務 ・普及指導の対象者の組織化に関する事務 ・普及指導対象者の実態等の情報収集等 | | | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 普及指導に係る事務 [注2] </div> |
| | | 道有林野の管理・整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・道有林野の管理に関する事務 ・道有林野事業の整備管理に関する事務 ・林野産物の売り払いに関する事務 ・林地利用調整、造林、材木育種、林道、治山に関する事務 | | | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 道有林野の管理、整備に係る事務 [注2] </div> |

| 部門 | 分野 | 業務 | 広域行政機能 | 住民に身近な行政機能等 | |
|------|------------|---|---|--|-------|
| | | | 事務の内容 | 事務の内容 | (具体例) |
| 水産 | 漁政 | <ul style="list-style-type: none"> 水産行政の調整に関する事務 水産業協同組合に関する事務（組合検査、経営指導、合併推進の事務を含む。） 水産金融に関する事務 漁業共済及び漁船保険に関する事務 漁業災害に関する事務（水産被害、漁業災害） 水産物の流通及び加工に関する事務 漁業後継者の育成等に関する事務 漁業経営の安定対策及び水産加工の振興に関する事務 水産技術普及指導所に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> 漁業災害に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> 海難事故防止のための啓蒙普及活動等 | |
| | 水産に関する普及指導 | <ul style="list-style-type: none"> 水産技術の普及・指導に関する事務 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">普及指導に係る事務 [注2]</div> | | |
| | 水産振興 | <ul style="list-style-type: none"> 沿岸漁場の整備開発に関する事務 水産業に関する環境保全に関する事務 栽培漁業に関する事務 沿岸漁業構造の改善に関する事務 | | | |
| | 漁港漁村 | <ul style="list-style-type: none"> 漁港に関する事務（漁港整備等） 海岸に関する事務（漁港海岸保全区域の指定等） | <ul style="list-style-type: none"> 漁港に関する事務 海岸に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> 漁港施設の管理(施設の点検、維持補修工事等) 漁港海岸施設の管理等 | |
| | 漁業管理 | <ul style="list-style-type: none"> 遊漁船業の適正化に関する事務 岩礁破碎等に関する事務 外国漁船の寄港対策に関する事務 プレジャーボートに関する事務 サケマス増殖事業に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> 漁業権に関する事務 漁業の許可及び操業の調整に関する事務 資源管理型漁業の推進等に関する事務 漁船に関する事務 小型漁船の総トン数に関する事務 漁業の取締に関する事務 内水面漁場管理に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> 漁業権の調整 指定漁業の許可等 TAC（漁獲可能量）魚種の採捕数量の管理等 漁船の建造等の許可等 総トン数20トン未満漁船の測度、検認等 指導・取締の実施等 水産動植物の採捕許可等 | |
| | 農務 | 農政 | <ul style="list-style-type: none"> 農業行政の調整に関する事務 食の安全・安心に関する事務 農業協同組合その他農業団体に関する事務 | | |
| 農業経営 | | <ul style="list-style-type: none"> 農業金融に関する事務 農業担い手の育成及び確保に関する事務 農業災害補償に関する事務 | | | |
| 農村振興 | | <ul style="list-style-type: none"> 農村振興及び農地行政の調整に関する事務 農業振興地域整備制度に関する事務 農地の利用関係の調整に関する事務 国有農地等に関する事務 地籍調査に関する事務 中山間地域等の振興対策に関する事務 交付金事業の実施に関する事務 アイヌ農林漁業対策に関する事務 農業者の就業改善に関する事務 農業の環境保全対策の推進等に関する事務 バイオマスの利活用等に関する事務 | | | |

| 部門 | 分野 | 業務 | 広域行政機能 | 住民に身近な行政機能等 | |
|----|------------------------|----------------------|---|---|--|
| | | | 事務の内容 | 事務の内容 | (具体例) |
| | | 生産 振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・農畜産物の生産振興等に関する事務（農作物の生産振興、畜産物の処理・流通・消費対策に関する事務等） ・クリーン農業・有機農業に関する事務 ・植物防疫の推進、農業の効率・安全利用の推進等に関する事務 ・肥料及び農業機械の効率・安全利用の推進等に関する事務 ・農業技術の普及・営農技術対策に関する事務 ・農業改良普及センターに関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・農畜産物の生産振興等に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・家畜商免許の交付等 |
| | | 農業 改良 普及 指導 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営及び農村生活の改善に関する技術・知識の普及指導等に関する事務 ・農業経営及び農村生活の改善に関する情報提供に関する事務 ・新規就農を促進するための情報提供・相談等に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> 普及指導に係る事務 [注2] | |
| | | 家畜 保健 衛生 | <ul style="list-style-type: none"> ・家畜衛生の思想の普及及び向上に関する事務 ・家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関する事務 ・家畜の伝染病の予防に関する事務 ・地方的特殊疾病の調査に関する事務 ・農林水産大臣の指定する疾病の予防のための家畜の診断に関する事務 ・家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> 家畜保健衛生に係る事務 [注2] | |
| | 農業 農村 整備 (調整) | 調整 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業農村整備事業（以下農業農村整備の分野において「事業」という）の予算の総括経理・決算に関する事務 ・道営事業の契約に関する事務 | | |
| | | 指導 企画 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業制度に係る指導に関する事務 ・事業の認可等に関する事務 ・土地改良区に関する事務 ・団体営事業に係る事務・検査に関する事務 ・負担金及び分担金に関する事務 ・事業に係る融資に関する事務 ・農業水利に関する事務 | | |
| | | 地域 計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の調整及び制度等の普及に関する事務 ・道営事業計画の策定に関する事務 ・団体営事業計画の審査・指導に関する事務 ・交付金事業制度の普及・計画策定指導・審査に関する事務 ・事業に係る事業管理に関する事務 ・事業に係る基本計画に関する事務 ・事業に係る農地の利用集積に関する事務 | | |
| | | 事業 用地 | <ul style="list-style-type: none"> ・道営事業に係る用地測量、取得、登記等に関する事務 ・開拓財産等に関する事務 ・道営事業に係る財産の管理及び処分に関する事務 ・道営事業に係る補償に関する事務 ・農用地の集団化に関する事務 | | |

| 部門 | 分野 | 業務 | 広域行政機能 | 住民に身近な行政機能等 | |
|------|--------------|---------|---|--|---|
| | | | 事務の内容 | 事務の内容 | (具体例) |
| | 農業農村整備(事業実施) | 設計 | <ul style="list-style-type: none"> 事業の設計及び積算に係る指導及び審査に関する事務 事業の単価及び歩掛に関する事務 事業等の工事仕様書及び施工管理に関する事務 事業の設計基準に関する事務 道営事業の全体実施設計に関する事務 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関する事務 設計図書の作成指導・審査に関する事務 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 事業に係る工事関連の事務 [注2] </div> | |
| | | 事業実施 | <ul style="list-style-type: none"> 道営事業の実施に関する事務 団体営事業の事業指導に関する事務 農地に係る海岸保全区域並びに地すべり防止区域及び防災ダムの維持管理に関する事務 交付金事業等の実施指導に関する事務 | | |
| 社会資本 | 企画調整 | 部門の企画調整 | <ul style="list-style-type: none"> 社会資本部門の企画調整に関する事務 土木事業に係る施策の総合調整に関する事務 市町村の道路、都市計画、河川等に係る事業の技術指導等に関する事務 土木事業に係る審査・検査等に関する事務 土木事業に係る設計監理に関する事務 社会資本に係る調査・統計に関する事務 市町村道及び普通河川に関する事務(市町村道国庫補助事業及び準用河川国庫補助事業等) 建設業に関する事務(建設業者の監督等) 各種閲覧の対応に関する事務 公共土木施設の災害復旧に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> 社会資本部門に関する相談窓口の案内・手続等の案内に関する事務 建設業に関する事務 | 請負工事契約に係る相談 |
| | | 建築住宅 | <ul style="list-style-type: none"> 建築基準に関する事務(特殊建築物等の建築確認等) 公営住宅等の整備指導に関する事務 地域住宅政策に関する事務 民間住宅に関する事務(民間住宅施策等) 建築住宅等に関する事務(省エネ法、バリアフリー法等) 市街地整備に関する事務 都市計画等に関する事務(宅地造成工事規制区域指定及び開発許可等) 道営住宅の入居及び退去に関する事務(建替事業等) 道営住宅の修繕に関する事務(修繕計画等) 道営住宅の整備に関する事務(事業計画等) 道営住宅等の環境整備及び維持管理に関する事務(財産の移動管理等) 公営住宅等の管理指導に関する事務 建築士に関する事務 宅地建物取引業に関する事務(宅地建物取引業者の登録・免許等) | <ul style="list-style-type: none"> 建築基準に関する事務 民間住宅に関する事務 建築住宅等に関する事務 都市計画等に関する事務 道営住宅の入居及び退去に関する事務 道営住宅の修繕に関する事務 道営住宅の整備に関する事務 道営住宅等の環境整備及び維持管理に関する事務 宅地建物取引業に関する事務 | 住宅等の建築確認等 住宅金融支援機構の融資住宅の審査 建設リサイクル法に関する解体時の事前報告の受理等、住宅に関する各種相談・診断等 造成宅地防災区域の指定及び勧告改善、優良宅地認定等 入居者の募集、家賃徴収・減免等 道営住宅の修繕の実施 住民説明、移転計画等 施設の維持・管理等 宅地・建物の取引相談 |
| | | まちづくり | <ul style="list-style-type: none"> まちづくり、景観及び屋外広告物に関する事務(まちづくりに関する企画調整、屋外広告物(広告車の許可等)、屋外広告業に関する事務及び景観に関する企画調整等) | <ul style="list-style-type: none"> まちづくり、景観及び屋外広告物に関する事務 | まちづくり及び景観に関する相談、情報提供、及び屋外広告物の許可、監督等 |

| 部門 | 分野 | 業務 | 広域行政機能 | 住民に身近な行政機能等 | |
|----|--------------|---------|---|--|-------|
| | | | 事務の内容 | 事務の内容 | (具体例) |
| | 公共施設整備(調整) | 事業管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事等の契約に関する事務 ・予算の経理に関する事務 ・工事管理事務に関する事務 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 公共施設整備に係る工事関連の事務 公共施設等の管理に係る事務 [注2] </div> | |
| | | 事業用地 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業用地等の取得に関する事務 ・公共事業用地等の取得に伴う損失補償に関する事務 ・廃道敷地等の管理・処分に関する事務(第二種普通財産) | | |
| | | 公共施設等管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の管理に関する事務 ・公有水面の埋め立ての免許に関する事務 ・廃道敷地等の管理・処分に関する事務(第二種普通財産以外) ・空港、ダム等の管理に関する事務 | | |
| | 公共施設整備(事業実施) | 道路建設 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路の維持及び修繕に関する事務 ・道路に係る工事の計画・施行に関する事務 ・都市計画事業の計画・施行に関する事務 ・空港に係る工事の計画・施行に関する事務 | | |
| | | 治水 | <ul style="list-style-type: none"> ・河川、海岸、漁港、砂防施設、地すべり防止施設等の維持及び修繕に関する事務 ・治水等に係る工事の施行に関する事務 | | |
| | | 事業実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の管理・維持等の実施に関する事務 ・公有水面の埋め立ての免許に関する事務 ・道路、都市計画等に係る工事の設計及び監督に関する事務 | | |
| | | | | | |

注1～(*)は、振興局の規模等を踏まえ引き続き検討する事項である。

注2～ 内に表示した事務は、工事や施設の管理、普及指導事務など、災害対応や、効果的・効率的な業務執行の観点から、必要に応じ広域行政機能の一部を地域に配置するものである。

- ※
- ・現在の土木現業所の機能については、基本的に当該地域における機能を維持する。
 - ・部門ごとに、部門内の各分野等の企画機能を集約化するが、個々の事務レベルの企画事務まで集約化するものではない。

(8)道央地域の状況

1 面積、人口規模、市町村数

| | | 市町村数 | 人口(人) | 面積(k㎡) | 備 考 |
|------------|--------|------|-----------|--------|----------------|
| 道 央 | 石狩支庁 | 7 | 429,152 | 2,419 | 札幌市分を除く |
| | 後志支庁 | 20 | 250,066 | 4,306 | |
| | 空知支庁 | 24 | 363,642 | 5,791 | 幌加内町分を除く |
| | 胆振支庁 | 11 | 426,639 | 3,698 | |
| | 日高支庁 | 7 | 81,407 | 4,812 | |
| | 道央計(A) | 69 | 1,550,906 | 21,026 | |
| (B) | | 17 | 380,344 | 9,396 | *道央・道北以外の4地域平均 |
| (A)/(B)倍率) | | 4.1 | 4.1 | 2.2 | |

2 住民の活動範囲(道央地域内の市町村の所在支庁以外の支庁(石狩支庁を除く)の都市への依存状況)

| | | | 依存市町村名 | | | | | | |
|-----|-------|---------------------|-------------------|-------------------------|--------|-------|-------|-----|--------|
| | | | 日高支庁 | | 後志支庁 | 空知支庁 | | | |
| 依存先 | 胆振支庁 | 通学圏 | 20%以上 | 日高町(旧門別町) | (苫小牧市) | | | | |
| | | | 5~10% | 平取町 | | | | | |
| | | 購買圏 | 20%以上 | 日高町、平取町 | (苫小牧市) | 留寿都村 | (伊達市) | 夕張市 | (苫小牧市) |
| | | | 5~10% | 新冠町、様似町、 新ひだか町(旧静内町) | | | | | |
| | | 入院圏 | 20%以上 | 日高町(旧門別町)、 平取町、新冠町 | | | | | |
| | | | 10~20% | 日高町(旧日高町) | (苫小牧市) | 留寿都村 | (伊達市) | | |
| | 5~10% | 様似町、 新ひだか町(旧静内町) | | | 黒松内町 | (室蘭市) | | | |
| | 通院圏 | 20%以上 | 日高町(旧門別町)、 平取町 | | | | | | |
| | | 10~20% | 日高町(旧日高町)、 新冠町 | (苫小牧市) | 留寿都村 | (伊達市) | | | |
| | | 5~10% | 新ひだか町(旧静内町) | | 真狩村 | | | | |

※ 地域生活経済圏形成状況調査報告書(平成18年3月)による

3 国等の行政機関の所管区域などの状況

| | | 道央地域の 機関数 | 石狩 支庁 | 空知支庁 | 後志 支庁 | 胆振 支庁 | 日高 支庁 |
|---|--------------------------|--------------|----------|---------------|----------|----------|----------|
| 国 | 開発建設部(10)(石狩川開発建設部を除く) | 3 | A | A | B | C | C |
| | 財務局(1財務局4財務事務所2出張所) | 2 | A | A | B | A | A |
| | 運輸支局(7)(一般業務(特例海事業務を除く)) | 2 | A | A (北空知を除く) | A | B | B |
| 道 | 土木現業所(10) | 3 | A | A | B | C | C |
| | 児童相談所(8) | 3 | A | B | A | C | C |

| | | | | | | | |
|--------|------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 一部事務組合 | 胆振東部日高西部衛生組合 平取町外2町衛生施設組合 | | | | | | |
|--------|------------------------------|--|--|--|--|--|--|

(9)道北地域の状況

1 面積、人口規模、市町村数

| | | 市町村数 | 人口(人) | 面積(km ²) | 備 考 |
|------------|--------|------|---------|----------------------|----------------|
| 道 北 | 上川支庁 | 23 | 537,432 | 10,619 | 幌加内町分を含む |
| | 留萌支庁 | 8 | 58,710 | 3,446 | 幌延町を除く |
| | 宗谷支庁 | 10 | 78,452 | 4,625 | 幌延町を含む |
| | 道北計(A) | 41 | 674,594 | 18,690 | |
| (B) | | 17 | 380,344 | 9,396 | *道央・道北以外の4地域平均 |
| (A)/(B)倍率) | | 2.4 | 1.7 | 2.0 | |

2 住民の活動範囲(道北地域内の市町村の所在支庁以外の支庁の都市への依存状況)

| | | | 依存市町村名 | | | | |
|-----|--------|---------|--------|------------------------------|-------|-------------------------|-------|
| | | | 留萌支庁 | | 宗谷支庁 | | |
| 依存先 | 上川支庁 | 購買圏 | 20%以上 | | | 枝幸町(旧歌登町) | (名寄市) |
| | | | 10~20% | 遠別町 | (旭川市) | 浜頓別町 | (旭川市) |
| | | | 5~10% | 留萌市、苫前町 | (旭川市) | 中頓別町 | (名寄市) |
| | | 入院圏 | 10~20% | 増毛町、苫前町、羽幌町、 初山別村、天塩町、幌延町 | (旭川市) | 猿払村、中頓別町、枝幸町 | (旭川市) |
| | | | 5~10% | 留萌市、小平町、遠別町 | (旭川市) | 浜頓別町、枝幸町(旧枝幸町) | (名寄市) |
| | | | 5~10% | | (旭川市) | 稚内市、猿払村、豊富町、利尻町、 豊富町 | (旭川市) |
| | 宗谷支庁 | 購買圏 | 10~20% | | | 浜頓別町、枝幸町(旧歌登町) | (旭川市) |
| | | | 5~10% | 全市町村 | (旭川市) | 中頓別町、枝幸町 | (名寄市) |
| | | | 5~10% | 幌延町 | (名寄市) | 猿払村、中頓別町、 枝幸町(旧枝幸町) | (旭川市) |
| | | 入院圏 | 20%以上 | 幌延町 | (稚内市) | 浜頓別町 | (名寄市) |
| | | | 10~20% | 天塩町 | (稚内市) | | |
| | | | 5~10% | 幌延町 天塩町 遠別町 | (稚内市) | | |
| 通院圏 | 10~20% | 天塩町、幌延町 | (稚内市) | | | | |
| | 5~10% | 遠別町 | (稚内市) | | | | |

地域生活経済圏形成状況調査報告書(平成18年3月)による

3 国等の行政機関の所管区域などの状況

| | | 道北地域の 機関数 | 上川支庁 | 留萌支庁 | 宗谷支庁 |
|---|--------------------------|--------------|------|------|----------------|
| 国 | 開発建設部(10)(石狩川開発建設部を除く) | 3 | A | B | C |
| | 財務局(1財務局4財務事務所2出張所) | 1 | A | A | A |
| | 運輸支局(7)(一般業務(特例海事業務を除く)) | 1 | A | A | A |
| 道 | 土木現業所(10) | 3 | A | B | C |
| | 児童相談所(8) | 1 | A | A | A (稚内分室を配置) |

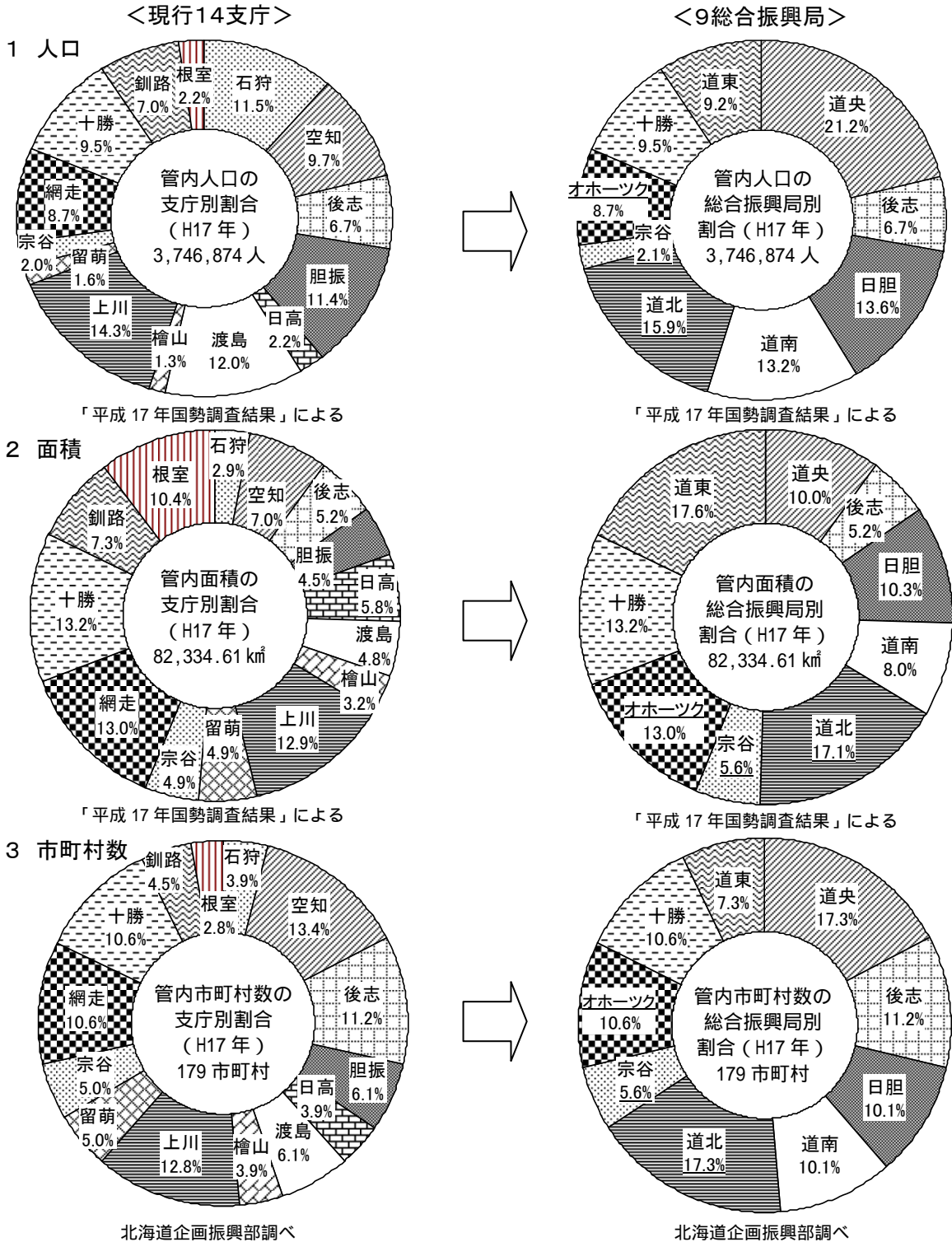
| | | | | |
|------------|-------------|--|--|--|
| 一部事務 組合 | 西天北五町衛生施設組合 | | | |
| | サロベツ清掃組合 | | | |

(10)支庁所管区域の状況

○ 現在の14支庁体制における所管区域内の人口、面積、市町村数については、一部小規模な支庁が見られる状況にあります。新しい支庁所管区域に再編することにより、概ねバランスが取れた状況となります。

なお、札幌市については、人口が道内の3分の1を占めるなど大きな割合を占めるため、石狩支庁の数値から除いています。

人口、面積、市町村数の状況



(注) 構成比は、項目毎に四捨五入しており、計とは一致しない場合がある。

【参考】 支庁制度改革後の地域の状況

| 総合 振興局名 | 現支庁名 | 管内人口 | | 管内面積 | | 市町村数 | |
|------------|---------------|----------------|---------------|--------------------|---------------|-----------|---------------|
| | | (人) | 構成比 | (km ²) | 構成比 | | 構成比 |
| 道央 | 石狩 (札幌市除く) | 429,152 | 11.5 % | 2,418.74 | 2.9 % | 7 | 3.9 % |
| | 空知 | 363,642 | 9.7 % | 5,791.19 | 7.0 % | 24 | 13.4 % |
| | 計 | 792,794 | 21.2 % | 8,209.93 | 10.0 % | 31 | 17.3 % |
| 後志 | 後志 | 250,066 | 6.7 % | 4,305.66 | 5.2 % | 20 | 11.2 % |
| | 計 | 250,066 | 6.7 % | 4,305.66 | 5.2 % | 20 | 11.2 % |
| 日胆 | 胆振 | 426,639 | 11.4 % | 3,698.00 | 4.5 % | 11 | 6.1 % |
| | 日高 | 81,407 | 2.2 % | 4,811.95 | 5.8 % | 7 | 3.9 % |
| | 計 | 508,046 | 13.6 % | 8,509.95 | 10.3 % | 18 | 10.1 % |
| 道南 | 渡島 | 449,435 | 12.0 % | 3,936.14 | 4.8 % | 11 | 6.1 % |
| | 檜山 | 46,996 | 1.3 % | 2,629.87 | 3.2 % | 7 | 3.9 % |
| | 計 | 496,431 | 13.2 % | 6,566.01 | 8.0 % | 18 | 10.1 % |
| 道北 | 上川 | 537,432 | 14.3 % | 10,619.20 | 12.9 % | 23 | 12.8 % |
| | 留萌 | <u>58,710</u> | <u>1.6 %</u> | <u>3,445.64</u> | <u>4.2 %</u> | <u>8</u> | <u>4.5 %</u> |
| | 計 | <u>596,142</u> | <u>15.9 %</u> | <u>14,064.84</u> | <u>17.1 %</u> | <u>31</u> | <u>17.3 %</u> |
| 宗谷 | 宗谷 | <u>78,452</u> | <u>2.1 %</u> | <u>4,625.03</u> | <u>5.6 %</u> | <u>10</u> | <u>5.6 %</u> |
| | 計 | <u>78,452</u> | <u>2.1 %</u> | <u>4,625.03</u> | <u>5.6 %</u> | <u>10</u> | <u>5.6 %</u> |
| オホーツク | 網走 | 324,849 | 8.7 % | 10,690.47 | 13.0 % | 19 | 10.6 % |
| | 計 | 324,849 | 8.7 % | 10,690.47 | 13.0 % | 19 | 10.6 % |
| 十勝 | 十勝 | 354,146 | 9.5 % | 10,831.24 | 13.2 % | 19 | 10.6 % |
| | 計 | 354,146 | 9.5 % | 10,831.24 | 13.2 % | 19 | 10.6 % |
| 道東 | 釧路 | 261,891 | 7.0 % | 5,997.38 | 7.3 % | 8 | 4.5 % |
| | 根室 | 84,057 | 2.2 % | 8,534.10 | 10.4 % | 5 | 2.8 % |
| | 計 | 345,948 | 9.2 % | 14,531.48 | 17.6 % | 13 | 7.3 % |
| 合 計 | | 3,746,874 | 100.0 % | 82,334.61 | 100.0 % | 179 | 100.0 % |

注 1 石狩支庁欄は、札幌市を除いた数値。

2 管内面積及び管内人口は、平成17年国勢調査結果。(根室支庁の面積は、北方領土(5,036.14km²)を含む)

3 市町村数は、平成20年4月1日現在。

4 構成比は、項目毎に四捨五入しており、計とは一致しない場合がある。

| | |
|--------|---|
| 担 当 | 北海道企画振興部地域主権局支庁制度改革グループ |
| 住 所 | 〒060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 |
| 電 話 | 011 - 231 - 4111 (内線23 - 314、23 - 313) (直通 011 - 204 - 5159) |
| F A X | 011 - 232 - 2743 |
| E-mail | sogo.syuken2@pref.hokkaido.lg.jp |
| U R L | http://www.pref.hokkaido.lg.jp |